”カップリングバスツアー”

絶景・グルメ・花・寺 盛りだくさん！
山梨の恋人の聖地スポット巡り

9/8（土）

※写真はすべてイメージとなります。

♥出発日：平成30年9月8日(土)
♥旅行代金：9,980円(税込)

♥募集人数：男女40名様
(当日、身分証明書のご提示をお願いすることがあります。)
(最少催行人数：30名様 男性：15 女性：15)
♥申込期間：6/25～8/22
♥申込を受けましたら、後日詳細をご案内致します。

添乗員：同行致します　食事：昼食1回
＊予定バス会社：宮島バス

カップリングバスツアーとは..

■旅行×出会い
メインとして楽しい旅行とともに異性との出会いの場を提供します！
バス車内では、席替えがあります！
観光地は、今流行りのスポットをご案内します！
当日は、恋愛のプロも同行しますので、恋愛相談等もできます！

行程

横浜（8：00出発） —— 東名高速・圏央道・中央道 —— 河口湖IC —— **オルゴールの森(入園・昼食)**約150分——
一古園（巨峰狩り）約40分 —— **大善寺（参拝)**約45分 ——**シャトー勝沼（ワイナリー見学）**約45分 ——
—— 勝沼IC ——中央道・圏央道・東名高速 —— 横浜（19：00到着予定)

お申し込み

お申し込みサイトにアクセスしてご応募ください。QRコードからもアクセスできます。
【 URL:https://gtc2.knt.co.jp/kntfront/convention/CON10010.xhtml?t=T2000126420 】

※詳しくは裏面をお読みください。

注意事項

※ 本ツアーはマッチングを保証するものではありません。

旅行条件書記載の「個人情報取り扱いについて」を確認し、旅行手配等のために運送・宿泊機関・保険会社・業務委託会社等へ個人データを提供する等、その内容ついて同意のうえ、本旅行を申し込みます。

旅行条件書

（お申し込み前に必ずお読み下さい）この書面は旅行業法第12条の4による、取引条件説明書面及び旅行契約が締結された場合は同12条の5による契約書面の一部になります。

1．募集型企画旅行契約

（1）このご旅行は㈱近畿日本ツーリスト神奈川（以下「当社」といいます）が企画募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

(2) 募集型企画旅行契約の内容・条件は、各コース毎に記載されている条件のほか下記条件、出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

2．旅行のお申し込みと契約の成立

（1）申込書に所定事項をご記入のうえ、お一人様につき旅行代金の２０％以上の申込金または旅行代金の金額を添えてお申し込みいただきます。お申込金は旅行代金、取消料または違約金のそれぞれの一部として取り扱います。

(2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申し込みを受け付けます。この場合予約の時点で契約は成立しておらず、当社から予約の旨を通知した翌日から起算して３日以内に申込書と申込金を提出していただきます。

(3)募集型企画旅行契約は、契約の締結を承諾し前(1)の申込金を受領したときに成立したものとします。

（4）通信契約による旅行契約は、お申し込みを承諾する通知を発した時に成立します。ただし、ｅ－ｍａｉｌ等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到着した時に成立するものとします。

3．旅行代金とお支払い方法

（1）旅行代金とは、契約書面に旅行代金として表示した代金と追加代金として表示した代金の合計金額から、同じく契約書面に表示した割引代金を差し引いた金額をいい、これが「申込金」「取消料」「違約料」および「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

(2)旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって１５日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって１５日目にあたる日以降にお申込の場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

4．旅行代金に含まれるもの及び含まれないもの

（1）パンフレットに記載された旅行日程に明示された交通費、宿泊費、食事代、入場料、消費税等諸税、空港施設使用料及び添乗員同行費用が含まれます。上記諸費用はお客様のご都合により一部利用されなくても払戻しはいたしません。

(2) 旅行日程に記載のない交通費等の諸費及び個人的諸費用は含まれません。

5．申込条件・参加条件

（1）特定のお客様を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年令、資格、技能、その他の参加条件に合致しない場合、お申込みをお断りすることがあります。

(2) お申込み時点で未成年の方は、一定の場合を除き親権者の同意書が必要です。１５才未満の方は同伴者の参加を条件とすることがあります。

(3)特別な配慮を必要とする方はお申込み時にその旨お申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、健康アンケートは医師の診断書を提出していただくことがあります。また、いずれの場合も、旅行内容、現地事情等の状況によりお申込みをお断りさせていただく場合があります。なお、お客様からのお申し出に基づき当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。

(4)お客様が旅行中に疾病、傷病その他の事由により保護を要する状態にあると認められたときは、当社は必要な措置をとることがあります。これらにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。

(5) お客様の都合による別行動は原則としてできません。

(6)お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき、その他当社の業務上の都合があるときはお申込みをお断りすることがあります。

6．お客様の交替

（1）お客様は、当社の承諾を得た場合に限り、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社らに提出していただきます。但し、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

(2) 当社は、利用運送・宿泊機関等が旅行者の交替に応じないなどの理由により、当該交替をお断りする場合があります。

(3) 旅行契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じるものとし、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利および義務を承継するものとします。

7．お客様からの旅行契約の解除（取消料）

（1）お客様はいつでも次に定める取消料（お一人様につき）をお支払いいただいて旅行契約の解除をすることができます。この場合、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。申込金のみの取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。

コース	取消料	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	右記日帰り旅行外	日帰り旅行
①21日目に当たる日以前の取消	無料	無料
②20日目～11日前の取消	旅行代金の20%	無料
③10日目～8日前の取消	旅行代金の20%	旅行代金の20%
④7日目～2日前の取消	旅行代金の30%	旅行代金の30%
⑤旅行開始日前日の取消	旅行代金の40%	旅行代金の40%
⑥旅行開始日当日の取消	旅行代金の50%	旅行代金の50%
⑦旅行開始後の取消または無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

※別途記載の有る場合は、その記載料を申し受けます。

8．当社からの旅行契約の解除及び催行の中止

ご参加のお客様が最少催行人員に満たない場合、当社は旅行の催行を中止する場合 があります。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって１３日前（日帰り旅行は３日前）に当たる日より前に連絡させていただき、お預かりしている 旅行代金の全額をお返しします。

当社は次に掲げる場合において、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することがあります。

（1）旅行者が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の、条件を満たしていないことが判明したとき。

（2）旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えらないと認められるとき。

（3）旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

（4）天災地変、戦乱、運送機関等における旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

（5）旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

（6）旅行者が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又は、これらに準ずる行為を行ったとき。

（7）旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

（8）その他当社の業務上の都合があるとき。

9．当社の責任

当社は募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社の故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。但し、損害発生の翌日から起算して２年以内に当社に対し通知があった場合に限ります。

10．お客様の責任

（1）お客様の故意又は過失、法令若しくは公序良俗に反する行為またはお客様が当社の旅行業約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はそのお客様から損害の賠償を申し受けます。

（2）お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて記載内容と異なるものと認識したときは旅行地において速やかに当社・当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

11．旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、騒動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由などを説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

12．旅行代金の額の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、次の場合は旅行代金を変更します。

（1）利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額の範囲内で旅行代金を変更します。但し、これにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって１５日目にあたる日より前にお客様に通知します。

13．旅程保証

（1）当社は次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して３０日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第9項（1）の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、変更補償金としてではなく損害補償金の全部または一部として支払います。また、次の①～③の場合は、当社は変更補償 金を支払いません。

①次に掲げる事由による変更の場合（但し、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます）

ア．旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変　イ．戦乱　ウ．暴動

エ．官公署の命令　オ．欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止　カ．遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供　キ．旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置

②第７項～第８項の規定に基づき旅行契約が解除された部分に係わる変更の場合。

③パンフレット等の契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(2) 当社がひとつの旅行契約において支払うべき変更補償金の額は、旅行代金に１５％を乗じた額をもって上限とし、その額が１，０００円未満である時は、当社は変更補償金を支払いません。

(3)当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

＊確定書面が交付された場合には、契約書面とあるのを確定書面と読み替えた上で次表を適用します。契約書面、確定書面、実際に提供された旅行サービスの内容のそれぞれの間で変更が生じた場合は、各々の変更につき１件として取り扱います。

変更補償金の支払が必要となる変更	1件あたりの率（%）	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
4. 運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更（海外旅行のみ対象となります）	1.0	2.0
7. 宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0	2.0
8. 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載がある事項の変更	2.5	5.0

14．事故等のお申し出について

旅行中に事故などが発生した場合は、直ちに当社らにご通知ください。（もし通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

15．特別補償

（1）当社は、当社の責任が生じるか否かを問わず、国内募集型企画旅行約款の特別補償規定で定めるところにより、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

16．その他

（1）お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我・疾病等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用は、お客様にご負担いただきます

(2)お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任でご購入ください。

(3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

17．旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は２０１７年5月30日を基準としています。また、旅行代金算出は、２０１８年５月１日現在の有効な運賃・規則を基準としています。

個人情報の取り扱いについて

★確定情報を記載する最終旅行行程表につきましては、当社より特に連絡のない場合は、パンフレット記載内容をもって替えさせていただきます。

★国内旅行保険加入のおすすめ。安心してご旅行をしていただくため、お客様ご自身で保険をかけられますようおすすめいたします。

（1）近畿日本ツーリスト神奈川(以下「当社」)およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配及び受領のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任・事故時の費用を担保する保険の手続き上必要な範囲内において、当該機関等に提供いたします。また、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜の為、お客様の名前に係る個人情報を土産物店等の事業者に提供いたします。お申し込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

（2）当社は、当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様へのご連絡や対応の為に、当社グループ企業と共同利用させていただきます。当社グループ企業が共同利用する個人情報は次のとおりです。≪住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス≫

（3）上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、店頭または、当社のホームページでご確認ください。

■旅行企画・実施　観光庁長官登録旅行業第149号

株式会社近畿日本ツーリスト神奈川　本社営業所

〒220-0004　横浜市西区北幸1-11-5　外販営業第3課

電話/045-319-2301　営業時間/9：30～18：00(土・日・祝日休業)

総合旅行業務取扱管理者/原田　博司　　担当/飯島

総合旅行業務取扱管理者：総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店（営業所）での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください。

企画協力

株式会社TC総合企画
(横浜婚活・結婚相談所センター)
横浜市旭区本村町96-26
TEL:045-299-0551
緊急:090-1796-8978

旅行企画・実施

観光庁長官登録旅行業149号
株式会社近畿日本ツーリスト神奈川
横浜市西区北幸1-11-5　相鉄KSビル8F
TEL045-319-2301　FAX045-319-2482
営業時間9:30~18:00(土曜・日曜・祝日休業)
総合旅行業務取扱管理者　原田　博司
本社営業所・外販営業部　**担当：飯島**

一般社団法人日本旅行業協会正会員
ボンド保証会員
旅行業公正取引協議会会員
http://www.knt-kanagawa.jp/￥